

カルヴァンにおける

「神の像」の〈残り〉の問題（その1）

小島一郎

目次

はじめに

一 墮罪と「神の像」の喪失

1 「神の像」は完全に失われたか

(1) 「神の像」は喪失した

(2) 「神の像」の〈残り〉が存在する

(3) 喪失と〈残り〉の関係

2 中世カトリック神学の場合

二 「神の像」の〈残り〉の解明

1 「神の像」における二つの賜物の区別

2 「神の像」の〈残り〉の現実

(1) 自然的賜物としての「たましい」の能

力の腐敗

(2) 神認識の可能性

〈理性〉の働き

B 〈宗教のたね〉

C 自然的啓示

(以上「紀要」一七号、以下 本号)

1 「市民的義」iustitia civilis の問題

2 〈意志〉の自由の問題

3 〈良心〉の働き

(以下次号)

1 「神の像」の〈残り〉とその回復

2 神の創造意図

(1) キリストにおける新しい創造

結び——今後の課題——

(3) 「市民的義」 iustitia civilis の問題

さて、以上のように、全墮落の状態にある人間の〈たましい〉の主要部分である〈理性〉は、カルヴァンによれば、神認識ないし神との人格的信頼関係の成立には、全く無力であるとされることが判明したが⁽¹⁾、つまり、彼自身の用語で言えば、〈天上の事がら〉ないし〈霊的な事がら〉には、理性は何の役にも立たないことが明瞭となつたが、それでは〈地上の事がら〉あるいは〈日常的・市民的・文化的な事がら〉については、どうであろうか。

なお、この〈天上の事がら〉と〈地上の事がら〉を分けることについて、カルヴァンは次のように言つてゐる。

「そんで、両方のことがらにおいて、この機能がどこまで達するかを、よりよく知るために、区別を立てることが、われわれには必要である。そういうわけで、一方には地上的なことがらについての理解があり、他方に、天上的なことがらについてのそれがある、と言うふうな理解である。

〈地上的なことがら〉とわたしが呼んでいるのは、神と神の国に、眞実の義に、來たるべき生の淨福にかかわりなく、現世の生に根拠と関連とをもつて、いわば、その限界内に制約されているもののことである。

〈天上的なことがら〉というのは、神についての純粹な知識、眞実の義のありかた、また天上の王国の奥義のことである。

第一の種類のうちに、政治、家政、すべての技術、および自由学科の陶冶がある。第二の種類には、神と神の意志についての認識、および、これにのつとつて生活を形作るべき規範がある。⁽²⁾

この第一の種類、すなわち、國を治め、家をととのえ、あらゆる學問や技術、芸術にかかるなどの、「市民生活」についての〈理性〉の働きを「市民的義」 iustitia civilis と呼ぶのであるが、これは第一に「社会的秩序」を保つ働きと見られている。カルヴァンの表現を用いるならば、「人間は生来〈社会的動物〉なのであるから、自然的衝動に

よつて、その社会を支え・保つように傾向づけられている。したがつて、われわれはすべての人のたましいのうちに、市民としての公正と秩序についての普遍的なある印象が植えつけられているということを認める。こゝから、どの人間集団も〈法〉によつて制約されねばならないことを理解しないもの、また、これらの法の原理を精神のうちに把握しないものは、ひとりも見出されないのである。こゝから、すべての民族、また個々人の間に〈法〉における変わらぬ一致が由来する。なぜなら、教師もなく、立法者もなくとも、法の種子がすべての人に植えつけられているからである。……ともあれ、すべての人のうちにある種の政治的秩序の種がまかれているという事実は動かせない。そしてこのことは、この世の生活を整えるにせいして、何びとも理性の光を欠いていないことの大いなる証明である⁽³⁾」といふことになる。

わひに、「市民的義」iustitia civilis は、単に〈政治的・社会的・市民的な秩序を保つ能力〉というだけでなく、市民生活に文化的な豊かさを与える〈学問・芸術・技術の全般についての知的・情緒的能力〉もあり、すべての人にそれぞれ、生まれながらに与えられている、神からの賜物である。

カルヴァンは言う「次に〈学芸〉と〈技術〉とが来る。われわれにはすべて、それに対する適合性があるので、これを学んでいると、人間の鋭さはその力をあらわす。ところで、すべての人がすべてのことを学ぶに適しているのではないが、しかも、一芸にひいでいない人はひとりも見られないということは、人間に共通な力のたしかな証拠である。さらに、これらを学ぶ力と素質が十分にあるだけでなく、各人はその学芸・技術において、しばしば新しいことを発見し、あるいは、さきの人によつて学ばれたことをわらに深め、わらにみがき上げるだけのものをもつてゐるのである。……したがつてこれらの証拠は、〈理性〉ratio と〈知性〉intelligentia の普遍的な理解が、人間のうちに生來さしいれられている、ということを明らかに証明する⁽⁴⁾」と。

あるいは、「むろでもし、主なる神がわれわれに、自然学や弁証法や数学や、その他の学科を学ぶにあたつて、

カルヴァンにおける「神の像」の〈残り〉の問題（その二）

信仰なき人々の業績や仕事によって助けられることを欲したもうならば、それを用いよう。それは、これらの」とのうちに、神が自由に差し出したもうた贈りものを、われわれが無視すれば、当然われわれの怠慢は罰せられるからである。⁽⁵⁾ と/or とて、たとえ信仰のない人、つまり「神の像」を失つて罪の支配のもとにあつてゐる人であつても、その学問的・文化的業績には、評価すべきものがあり、活用すべきであるという。

このように、日常の社会的・文化的生活に必要な理性の働きとしての「市民的義」 iustitia civilis は、人間の罪の結果大いに腐敗してはいるけれども、なお、「神の寛大さ」⁽⁶⁾ により、限定的に認められる。それ故にカルヴァンは、「それ（理性）はちょうど、感覚が、たましいのない物体と生き物とを区別している」とく、われわれとけものとを区別する⁽⁷⁾ と言い、「これらの多様性の中に、われわれは神の形の何らかの残存のしるしがあり、それが全人類を他の被造物と区別する、ということを認めるのである」とも言つるのである。

最後に、カルヴァンの「原義」 iustitia originalis あるいは「靈的義」 iustitia spiritualis と「市民的義」 iustitia civilis の区別は、カトリック神学で *imago* と *similitudo* の区別、すなわち、「自然的な賜物」 donum naturale と「超自然の賜物」 donum supernaturale の区別とは異へて、これを改めて指摘しておきたい。⁽⁸⁾

つまり、すでに今まで見ておいたように自然と恩寵（超自然）をカトリックのように二元論的に考えないで、カルヴァンは、自然もまた恩寵に包まれ支えられてみると統合的に考えるために、——そしてこの統合的な賜物こそが「神の像」 *imago Dei* としての「人間性」 ではなくならないのであるが、この「神の像」 *imago Dei* が失われ、神との人格関係が崩れるとき、人間の自然的賜物である〈たましい〉もまた神にせからず、その本来の働きを果すことができなくなつてしまつたと言うのである。この点が大切である。

やむに、「市民的義」 iustitia civilis の問題は、信仰と政治、信仰と学問、信仰とハイ・テクノロジーなどの問題へと展開する性格を含んでいるが、カルヴァンの考えによれば、政治や学問やテクノロジーは、それ自体で独立した意

味をもつてではなく、神の恩寵のもとにあひてはじめて存在の価値と意味をもつのであり、この神との関係が断絶してゐるところでは、その文化的營みはいかじるしくめがめられてゐると見られる。したがつて神との交わりの回復、「神の像」の回復こそ文化に有意義性を与えるものと言わなければならぬ。

この関連で、リチャード・ニーバーの指摘は興味深い。彼はその著「キリストと文化」 Christ and Culture において、キリストと文化の関係を次の五類型に分類した。それは、「文化と対立するキリスト」 Christ against Culture、「文化に属するキリスト」 The Christ of Culture、「文化の上にあるキリスト」 Christ above Culture、「文化と矛盾するキリスト」 Christ and Culture in Paradox、「文化を変革するキリスト」 Christ the Transformer of Culture である。

ニーバーは、カルヴァンがアウグスティヌスと共に、この「文化を変革するキリスト」の立場にあり、人間の文化の破れと腐敗は徹底的なものであり、キリストによって変革されねばどうにもならないと見てゐるのである。⁽¹⁰⁾これはこれまでの小論の考察と同じ方向であると言つてよい。

(4) 〈意志〉 voluntas の自由の問題

「たましい」 animus が〈理性〉 ratio と〈意志〉 voluntas から成つてゐるとすれば、「神の像」 imago Dei の喪失における「自然的賜物」 donum naturale もこの「たまし」の腐敗は、今までにややこしく見つかだよへん、〈理性〉の腐敗と共に〈意志〉の腐敗をも意味してゐる。

ところで〈意志〉の腐敗とは何であらうか。

このことを考へるには、腐敗する前の〈意志〉の状態と働きを、カルヴァン自身の言葉で見ておきたい。

「神は人間のたましいに〈精神〉 mens を与え、これによつて善・悪、正・邪を区別するようにしたゆうだ。また

カルヴァンにおける「神の像」の〈残り〉の問題（その二）

〈理性〉の光を先導として、何を求める、何を避くべきかを見わけるようにしたもうた。……神はこれに〈選択〉 electio のよつてもつて立つところの〈意志〉を結びつけたもつた。人間の最初の状態は、これらの卓越した賜物によつて、きわ立つたものであり、〈理性〉 ratio、〈知性〉 intelligentia、〈思慮〉 prudentia、〈判断〉 iudicium は地上の生を支配するに足るものであつたにとどまらず、やひに、これによつて、神と永遠の幸福と今まで高められるものだつた。その次に〈選択〉がつけ加えられ、これが〈意欲〉 appetitus を統制し、すべての器官の働きを調整するのであつた。しかし、〈意志〉は〈理性〉の指導に全く合致するのであつた。この完全な状態において、人は〈自由意志〉 liberum arbitrium をもつていたが、もしかれが欲したならば、これによつて永遠の生にまで達するゝことがあつたのである。⁽¹¹⁾

ここで言われていることは、要するに、人間は創造された当初は地上の市民的生における善悪のみならず、靈的な生における善悪をも自由に選択する〈自由意志〉をもつていたということである。

ところが、墮罪の結果、人間はこの〈自由意志〉を失つたのである。

カルヴァンは「贖い主なる神をキリストにおいて認識すること」という「キリスト教綱要」第二編において、まず（第一章）アダムの堕落と原罪の問題を取り上げ、次いで（第二章）「人間はいまや自由意志を奪われ、悲惨な奴隸の位置に置かれている」という章を設けて、二七節にわたつて墮罪の結果としての「自由意志の喪失」を論じてゐる。

さらに、第五章に至つて、「自由意志の弁護のために持ち出されるのをつねとする反論を論駁する」という一九節に及ぶ章において、アウグスティヌスの著作を引用しながら、主としてエラスムス（「自由意志について」）、コクレウス（「自由意志について」）、ニック（「提要」）などの説を論破している。

ルターはアウグスティヌスに支えられて、エラスムスを相手に「奴隸意志論」 De servo arbitrio を展開したが、人間生來の〈自由意志〉の否定を徹底することによつて、恩寵によらなければ善行は不可能であるとして、救いの必

要性を強調したのである。

カルヴァンも、このルターと同じ立場にあると思われるが、それではここで問題になっている〈自由意志〉とはどういったものであろうか。

カルヴァンは「〈自由意志〉とは〈理性〉と〈意志〉との機能であり、恵みによって助けられるとときは善を選択し、⁽¹⁸⁾恵みをもたないときには悪を選択するものである」というアウグスティヌスの言葉を受入れて、⁽¹⁹⁾墮罪後の人間は恵みから離れ、「恵みをもたない」のであるから、罪の支配のもとにおかれしており、自らの自由な意志をもって選んだつもりでも、必然的に「悪を選択する」ことになってしまふと考えている。これは、「〈意志〉は人間の本性から引き離すことのできないものであるため、全滅するにはいたつていなが、しかし、倒錯した欲情に征服されていて、正しいものを何一つ欲することがない」と言う表現にもあらわれている。

そしてこのように、悪にのみ傾く〈意志〉の働きを「アウグスティヌスはこの〈意志〉を〈奴隸的〉servum と呼ぶことをためらわない（「ユリアヌス駁論」第二卷）⁽²⁰⁾」と指摘する。ルターもこのアウグスティヌスの言葉から〈奴隸的意志〉servum arbitrium と言う表現を用い始めたのである。⁽²¹⁾

そうすると、〈自由意志〉と〈奴隸的意志〉の関係はどうなるのだろうか。

カルヴァンは「われわれが自由意志をもつのは、善をも悪をも同じように、あるいは行ない、あるいは考えることができるものではなくて、ただ、われわれが強制から免除されているからである。この自由は、たとえわれわれが墮落し、罪の奴隸となり、罪以外の何ことをもすることができなくなつたときにも、おまたげられはしないのである」（「命題集」第二卷第25部⁽²³⁾）というロンバルドウスを引用して、次のようにまとめる。

「そのようなわけで、人間に〈自由意志〉があるといわれるのは、かれが善をも、悪をもひとしく自由に選びとる力があるからではなく、悪を、強制されてではなしに、自発的に行なうからである。」⁽²⁴⁾と。

罪責が私たち人間のものであるためには、罪は自発的・意志的なものでなければならない。一方、罪を犯すことが必然であるといわれるとき、それは自由な選択の余地を認めることができるであろうか。この点をどう考えたらよいのだろうか。あるいはまた、人間が〈奴隸的意志〉のみをもち、〈自由意志〉が否定されて、ただ悪にのみ傾く〈意志〉しかもてないのであれば、人は罪責を担えるであろうか。

ここでカルヴァンは、人間の〈意志〉は罪の奴隸状態につながっていても、依然として〈意志〉として残つております、「最もはげしく傾倒した愛情をもつて罪へと傾き、かつ急ぐのである。というのは、人はこの必然性に身をゆだねるとき、〈意志〉を奪われるのはなく、〈意志の健全さ〉を奪われるからである」⁽²⁵⁾ といって、〈意志〉の自発性を認めている所に注意したい。意志の自由を認めながら、その自由意志が罪の奴隸になつてゐると言ふのである。

ここでは「罪を犯す場合」の〈必然〉 *necessitas* と〈強制〉 *coactio* の区別が大事な意味をもつてゐる。

「人間の墮落によつてそこなわれたために、〈意志〉にもどついて罪を犯すのであり、いやいやながらではなく、強制されてでもない。それはたましいの最も深く傾倒した愛によるのであって、力ずくで強制されたからではない。それは、自分自身の肉欲の動機によるのであって、外からの強制によるのではない。しかも、本性の墮落は、悪のために働き、また働くことのほか何もなし得ない。そういう区別である。以上が眞実であるならば、人がたしかに、罪を犯さざるを得ない必然性のもとに服しているということは、あいまいさなしにあらわされるのである」⁽²⁶⁾ とのべたカルヴァンは、さらに、アウグスティヌスに同意したベルナルドウスを引用して「いのちあるもののうち、ただ人間だけが自由である。けれども、罪がはいつて來てゐるため、ある種の圧力をうけている。それは、しかし、〈意志〉からの圧力であつて、〈本性〉からのそれではない。それで、生得の自由はうばわれてはいないのである。なぜなら、〈意志〉によってなされるものは、また自由だからである。……そのように、〈意志〉はそれ自身わたしにはわからない邪惡で、奇怪な方式を踏んで、罪によつて、いよいよ悪くなり、必然を作り出すのである。そこでこの必然は（〈意

志)によってなされるものであるから)、〈意志〉を口実とすることはできず、また〈意志〉は（誘惑されているのであるから）、必然を排除することができない。なぜなら、この必然が、いわば意志的なものだからである。……このように、たましいは奇怪で邪悪なある方法によつて、このようある〈意志〉のもとに、また悪しく自由な必然のもとに、あるいは『はしため』にされ、あるいは自由人にされるのである。『はしため』であるのは必然のゆえであり、自由人であるのは意志のゆえにである。そして、いつそう奇怪な、またいつそう悲惨なのは、自由であるがゆえに罪あるものであり、罪あるものであるがゆえに『はしため』になることであり、また、これによつて、自由であるがゆえに『はしため』になつてゐることである」（「雅歌についての説教」八⁽²⁷⁾）とのべてゐる。

さて最後に、自由意志の弁護論のいくつかに対しての、カルヴァンの反論を紹介しておこう。

第一は、エラスムスやエックが論じている「もしも罪が必然によつて起るとすれば、それはすでに罪であることをやめている。もしも罪が自発的に意志から出るものであれば、それは避けられる（つまり、それは必然ではない）」⁽²⁸⁾ というものである。

これに対してカルヴァンは「わたしは『罪は必然的であるがゆえに罪とみなされることをやめる』ということを否定する。また、わたしは反面、『罪は自発的なものであるがゆえに、避けることができる』とかれらの結論するところを否定する」⁽²⁹⁾ と言う。

そして第一の点については、「〈必然〉によつて罪を犯すものは、『意志によつて自発的に』罪を犯すことをすこしもやめないという事実」⁽³⁰⁾ を指摘する。第二の点については、彼らは「自発的」と「自由選択」とを混同しているとして、「意志によつて自発的になされたが、しかもなお自由選択に属さぬものがある」⁽³¹⁾ ことを、すでに見たように綱要三章五節「必然と強制の区別」で論証している。

第二に、「もし、善か悪かを選択する機能がわれわれの意志にないならば、同一の本性を分有するものは、ことご

とく悪であるか、それともことごとく善であるかである」（クリュソストモス「創世記についての説教」第二二⁽³²⁾）という議論がある。

これは、人間に善悪を選択する自由意志がないならば、人は判で押したように同じ悪人か同じ善人になるはずだというものである。

これに対してもカルヴァンは、「人々のうちに、このような区別をつけさせるのが神の選びであることに、クリュソストモスはどうして思いいたらなかつたのであらうか。たしかにわれわれは、パウロが大いなる熱情をかたむけて主張していることに同意するのを少しも恐れないのである。それは『すべてのものがひとしく邪惡であつて、悪にゆだねられている』（ローマ人への手紙三章九節）ということである。けれども、彼と共にわれわれはさらに付け加えて言う、『神の憐れみは「ある人々を助けて」すべての人を邪惡のままに残すことはない』と。そのようなわけで、われわれはみな、生まれながらにして同一の病氣にかかつて苦しんでいるのであるから、主がいやしの御手をさしのべるのをよしとしたもう者だけしか、健康になることはできないのである。」と論駁している。⁽³³⁾

第三に、「罪人のうちに「従う」力がないのであれば、奨励を与えるのは無駄であり、警告することも余計なことになり、叱責も笑うべきものとなる」（エラスムス「自由意志について」、コクレウス「自由意志について」、ヘルボルン「提要」三八、エック「提要」三一など）と言うのがある。⁽³⁴⁾

これに対してカルヴァンは、アウグスティヌスが同様の議論に反論している文章を援用している。

それは「おお、人間よ、命令によつてあなたのしなければならないことを知れ。訓戒によつて、あなたがそれを欠いているのはあなたの悪によることを知れ。「神に」祈るときに、あなたに必要なものを受けるのはどこからであるかを知れ」（アウグスティヌス「ヴァレンティヌスに与える書、譴責と恩寵について」三、五⁽³⁵⁾）であり、さらに「靈と儀文について」から以下のように引用する。「神は律法のいましめを、人間の力の尺度に応じて手加減することは

されない。しかし、正しいことを命じたもうたのちに、神はその選びたもうた人々にこれを全うする機能を、価なしに与えたもう」と。⁽³⁶⁾

罪の方向にのみ傾斜する〈奴隸的意志〉しか持ち合わせていない人間への獎励や警告は、神の御靈と御言葉によらない限り役立たないとカルヴァンは結論する。

(5) 〈良心〉 conscientia の働き

さて、「自然的賜物」としての〈良心〉は、墮罪後の人間においては、どのように働いていると見られているであろうか。

まず、カルヴァンは〈良心〉 conscientia という言葉で何を考えているのだろうか。

彼は、〈良心〉を定義するには、この言葉の起源からいかなければならぬと言ふ。〈良心〉は「コンスキンティア」と言われるが、「コン」は「……と共に」とか「自分自身と共に」を意味する接頭辞で、「スキエンティア」は「知ること」ないし「知識」を意味する。従つて、語源的には、〈良心〉は「誰かと共に自分を知ること」あるいは「自分自身と共に、第三者的に自分を知ること」の意味になるだろう。カルヴァンは「人が自分と結び合う証人として、己れの罪を隠すことを許さず、審判者の法廷に罪責あるものとして引きずつて行く、神の審判についての意識をいだく場合、この意識が〈良心〉 conscientia と呼ばれるのである。なぜなら、これは、いうならば、神と人との中间手段（フランス語版「中間的認識」）だからである。すなわち、これは、人が『知る』ことを自分自身のうちに押し隠すに忍び得ず、むしろ、彼自身を追い詰めて、己れを罪ありと納得するにいたらせるのである。……であるから人をして神のさばきの前に立たせるこの〈意識〉 sensus は、人にとっては、ちょうど看守を立てられたようなものであつて、彼の秘密が「とく監視され、のぞき見られて、闇のうちに埋もれて残るものが、何もないようにされ

るのである。そこで『良心は千人の証人に匹敵する』との古代のことわざが生じた」と説明する。³⁷⁾

ところで、カルヴァンは次のように言う「そのようなわけで、行ないが人々から見られるように、良心は神の前にあらわにされる。だから、善き良心は、心の内的な全き潔白さにほかならない。」³⁸⁾と。

また言う「良心はただ、神の御言葉によつてのみ、支配され・規制されるべきだ。……なぜなら、われわれの良心が交渉をもつのは、ただ神とのみであつて、人間とではないからである。これが、『地上の審判』と『良心の審判』との間に設けられる「どの学派においても説かれている」通俗的な区別である」と。³⁹⁾

ここでカルヴァンが言おうとしていることは、〈良心〉の働きといつても、罪の中にいる、神との交わりが断絶している人間の〈良心〉は、「善き良心」とは言えず、「神の御言葉に支配され・規制され」てもいないので、〈良心〉本来の働きは全うされないという点であろう。

「神の像」の〈残り〉としての〈良心〉は、「全世界が無知の最も厚い闇に包まれていたときも、このかすかな光の閃きはなお消えずに残つたため、人々は、人間の良心が、いつきいの人間的判断にまさるものと認めた」とカルヴァンは指摘しているが、良心の過大評価をいましめ、これを警戒しているのである。

トーランスが「創造の秩序はあまりにも崩れ去り、人間の精神はあまりにも闇に包まれているので、人は光のただ中においてさえも何ものをも識別することができない。神認識に関する限り、人間は全く無能であるけれども、良心の自覚を通して、人間はその言い逃がれをすることができるよう、神は光のいく分かのひらめきを残さないまま、人間を罪の中におき去りにはされなかつたのである」⁴⁰⁾と言うとき、本來の〈良心〉の働きもほとんど不可能であるが、神の憐みの故に、神を無視して生きようとする者に対しても、平気でそうすることができない程度に、どんな人にも〈良心〉の働きを残しておかれたと言う意味であろう。当然彼はカルヴァンの「われわれには神についての純粹な・そして明確な認識へと高くのぼっていく能力が先天的に欠けているとは言え、愚鈍という罪惡がわれわれのう

ちにある以上、いつさいの弁解の道は断ち切られているのである。すなわち、つねに良心そのものが、自分自身の怠慢と忘恩の罪を責めるときに、われわれはこれを無知にかこつけることはできないのである⁽⁴¹⁾』と言ふ言葉をふまえているはずである。

さて、良心は神の認識との関連で、言い逃れできないように働くと共に、生き方の面でもある働きが認められる。

カルヴァンは『律法をもたぬ異邦人も、律法の行ないをするならば、自らに対し律法となるのである。また、律法の行ないが彼の心にしるされていることを示して、その良心も証しを立て、その思いもたがいに、神のさばきの前で、あるいは訴え、あるいは弁明する』（ローマ人への手紙2章14節）というパウロの言葉を引用して「異邦人が生まれながらに律法の義を精神のうちに刻みつけているとすれば、たしかに、われわれは、『いかに生くべきか』について人間が全然盲目なのだと⁽⁴²⁾は言うことができない。また、〈自然的な律法〉lex naturalisに導かれて、人は生活の正しい規準に十分にととのえられる、ということにもまして当りまえのことはない」と言う。

カルヴァンはパウロの言葉を解説しながら、人間を正しい生活に導く〈良心〉の働きをのべていているのである。「彼らには彼ら自身の良心が律法の代わりをつとめ、したがって彼らは正当に罪に定められるにふさわしい、と言つているのである。それゆえ、〈自然的な律法〉lex naturalisの目的は、人間をして言いのがれの余地なからしめるにある。これを次のように定義しても不適当でない。すなわち、それは『善と悪とを十分に見わけることのできる〈良心の認識〉であつて、人間から無知という言いのがれをとりあげ、彼自身の証言によつて人を責めるものである』と。」

しかし、カルヴァンは、生まれながらの人の心にさざまられたこの〈自然的な律法〉ないし〈内的律法〉lex interiorでは神に喜ばれるには不充分であることを続けて語る。

「われわれの良心は、われわれが感覚を失つていつまでも眠り続けるのを許さず、むしろ、われわれが神に負つている負い目の内的な証人・また警告者となり、善と悪との区別をわれわれに示し、こうしてわれわれが義務から遠ざ

かるときには、われわれを告発するのである。けれども、人間は誤謬の霧の中に包まれてゐるため、この〈自然的律法〉によつては、神に受け入れられる礼拝が何であるかを、つゆほども味わうことができないのである。たしかに、これの正しい認識にくだたることはむづかしいのである。……したがつて（われわれの愚鈍さにとつても・われわれの尊大さにとつても必要であつたので）主なる神は〈書かれた律法〉 *lex scripta* をわれわれに課したもうだ。これは〈自然的律法〉 *lex naturalis* によつては余りにもあいまい模倣としていたものを、さらににはつきりと証し、そして無感覚を払いのけて、われわれの精神と記憶とを、もつと生き生きとさせるためであつた⁽⁴⁴⁾』と。

カルヴァンは「われわれが『道徳的律法』と呼ぶ神の律法は、自然法の証しと、神によつて人間のたましいのうちに刻まれた良心の証しにほかならぬことは明らかであるから……⁽⁴⁵⁾」と言つてゐるが、この11つの証しはそれに「神の像」の回復がなければ有効でないことは今までのぐた通りである。

（以下次号）

〈註〉

- (1) フュリス女学院大学紀要第一七号四五—五一ページ
- (2) カルヴァン「キリスト教綱要」（渡辺訳）II・2・13 四八—四九ページ
- (3) 同書 四九ページ
- (4) 同書 II・2・14 四九—五〇ページ
- (5) 同書 II・2・16 五二ページ
- (6) 同書 II・2・17 五二ページ
- (7) 同書 五一ページ
- (8) 同書 五三ページ
- (9) 大塚節治氏は「そもそもカトリック教は人間性を純自然的なもの（*pura naturalia*）と余分の賜物（*dona superaddit*）

カルヴァンにおける「神の像」の〈残り〉の問題（その二）

- に分ち、前者を人間の自然的理性、自由、自然的義なしとし、後者を原義となし、墮落によつて後者を失つたものとする。これに反し改革者は、人間の善性全部を神の像と見、それが質的に全く腐敗したとする。換言すれば、神の像の全部喪失が一応主張されたのである。この改革者の考えは、自然人に良心や理性の存する所から遂に或は神の像の残滓（rest）の考え方となり、或は公民的義と靈的義との区別となつて現実の事実への調節が考えられるようになつた（アウグスブルクの告白一八）。かく義を二様に別け、とはカトリック教の自然的義と越自然的義の区別と同功異曲に過ぎない。（傍点筆者）「基督教人間学」一四五—一四六ページ」と言われるが、そらであるうか。
- (10) Niebuhr, H. Richard; *Christ and Culture*, pp. 217-218. 「キリストと文化」（赤城泰訳）三三六—三三七ページ
 なお、「いわ（「文化を変革するキリスト」の立場）を唱える人々は……、人間の本性は墮落しあるゝゆがめられているといふように、そしていの歪曲は文化によつて伝達されるものである、といふように理解する。したがつていのでは、キリストとナザレの人間的諸制度および慣習との間の対立が認められる。しかるの反対は、第一のグループ（「文化と対立するキリスト」の立場）におけるいわくにの世からのキリスト者の分離にも、第四のグループ（「文化と矛盾するキリストの立場）のいわくに超歴史的救済の期待における単なる忍耐にも導かない。キリストは人間を、自己の文化と社会とから離れてではなくて、それらの中ににおいて回心をせる者と見られる。なぜなら、文化なしに自然はなく、社会以外の場所で人間が自由および偶像から離れて神に向かう道はないからである。この解答の偉大な大綱が提供されたように思われるのは、アウグスティヌスにおいてである。ジャン・カルヴァンはそれを公然にした。他の多くの人々がこの人に結びつけられているのである。」（「キリストと文化」赤城泰訳 七一一七四ページ）
- (11) キリスト教綱要（渡辺訳）一・15・∞ 111水ー111セマー
- (12) *De Cognitione Dei Redemptoris in Christo*,
- (13) Hominem arbitrii libertate nunc esse spoliatum, et miserae servituti addictum.
- (14) Objectionum refutatio quae pro defensione liberi arbitrii afferri solent.
- (15) Erasmus, *De libero arbitrio*, 1524.
- エラスムス（一四六六—一五三六）はオランダのキリスト教ヒューマニストで、当時すでに国際的に有名な人文学者であった。エラスムス、キップリアヌス、ヒラリウス、エイレナイオス、アンブロシウス、アウグスティヌスなどの教父全集を出版し、新約聖書本文の校訂、新約聖書のラテン語訳、新約聖書の釈義なども行つた。

カルヴァンにおける「神の像」の〈残り〉の問題（その二）

当初は宗教改革者ルターの理解者、支持者であったが、学者的中立を守るために改革運動には加わらなかつた。

のやに、彼がルター批判を書かなければルター派とみなすとルーヴァン大学から迫られたり、イギリス王ヘンリー八世、ザクセンのゲオルク大公、レオ十世、アドリアヌス六世、タレンメント七世などの歴代の教皇もルター批判を強く要望したので、ついに一五一四年九月、エラスムスは「自由意志論」を出版する。

ルターは翌年（一五二五年）十一月に「奴隸意志論」（*De servo arbitrio*）を書いて反論し、一人の仲は決裂する。

エラスムスはその翌年「マルチン・ルターの奴隸意志に反対する論争、重武装兵士」一巻（一五二六年）の大冊をあらわしたが、二人の論争は深めども、決着はつかなかつたと信じてよ。

(16) Iohannes Cochlaeus, *De libero arbitrio hominis adversus locos communes* Philippi Melanchthonis libri II, 1525
(マハニッシュの「神学綱譜」*Loci communes*, 1521の反駁)

(17) Iohannes Eck, *Enchiridion locorum communium adversus Martinum Lutherum et asseclas eius*, 1532.

エック（一四八六—一五四三）はインガルシアッタの神学教授でルターの論敵であった。

(18)アウグスティヌス「使徒の詔葉についての説教」13 MSL 38、八五五以下

(19)キリスト教綱要（渡辺訳）Ⅲ・2・4 三九九ページ

(20) 同書 Ⅱ・2・12 四七九ページ

(21) 同書 Ⅱ・2・8 四〇八ページ

(22) ルターは「ローマ書講解」の中や、アウグスティヌスの「詔葉」を引用してゐる（金子晴勇「アウグスティヌスは〈奴隸的意志〉を主張したか」 日本の神学 18 四六一四八ページ）。

(23)キリスト教綱要（渡辺訳） Ⅲ・2・6 三九九ページ

(24) 同書 Ⅱ・2・7 四〇八ページ

(25) 同書 Ⅱ・3・5 七四ページ

(26) 同書 Ⅱ・3・5 七六ページ

(27) 同書 Ⅱ・3・5 七六ページ

(28) 同書 Ⅱ・5・1 一〇一九ページ

(29) 同書 Ⅱ・5・1 一〇一九ページ

カルヴァンにおける「神の像」の〈残り〉の問題（その二）

- (30) 同書 II・5・1 |○|||[×]—シ
- (31) 同書 II・5・1 |○|||[×]—シ
- (32) 同書 II・5・3 |○|[×]—シ
- (33) 同書 II・5・3 |○K[×]—シ
- (34) 同書 II・5・4 |○K[×]—シ
- (35) 同書 II・5・4 |○K—|○七[×]—シ
- (36) 同書 II・5・4 |○七[×]—シ
- (37) 同書 N・10・3 N\|—| 1|1|1|[×]—シ。なほ、この部分は、III・19・15 後半と全く同じである。
- (38) 同書 N・10・4 N\|—| 1|1|1|[×]—シ。この節もIII・19・16 と全く同じである。
- (39) 同書 N・10・5 N\|—| 1|1|1|[×]—シ
- (40) Torrance, T. F., Calvin's Doctrine of Man, p. 154.
- (41) キリスト教綱要（渡辺訳）一・5・15 八|[×]—シ
- (42) 同書 II・2・22 五九[×]—シ
- (43) 同右
- (44) 同書 II・8・1 |K|—|K||[×]—シ
- (45) naturalis legis testimonium.
- (46) conscientiae testimonium.
- (47) キリスト教綱要（渡辺訳）N・20・16 N\|—| 1|H○[×]—シ

〈参考文献〉

Joannis Calvini Opera Selecta, Ediderunt Petrus Barth, Guilelmus Niesel, Volmen III-V, Institutionis Christianae religionis 1559, librum I-IV continens, 1967-1974, Monachii in Aedibus Chr. Kaiser.
 Calvin, John, Institutes of the Christian Religion vol. I-II, edit. by McNeill, John T., trans. by Battles, F. L. (The Library of Christian Classics vol. XX), The Westminster Press, Philadelphia, U. S. A, 1960.

カルヴァンにおける「神の像」の〈残り〉の問題（その二）

金子晴勇、アウグスチヌは「奴隸的意志」を主張したが、「日本の神学」18 日本基督教宣教会 神学年報 一九七九
大塚節治、基督教人間学 全国書房 一九四八

Niebuhr, H. Richard, Christ and Culture, Harper & Brothers Pub., New York, 1956.
(キリスト文化 赤城泰訳 日本基督教団出版部 一九六七)

Torrance, Thomas F., Calvin's Doctrine of Man, Lutterworth Press, London, 1952.